秋田市告示第306号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第１項および第３項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第１項の規定により告示する。

令和８年10月13日

秋田市長　沼　谷　　純

１　撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア　秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　４台

イ　秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　４台

ウ　秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　１台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和８年９月１日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア　時間　午前10時から午後７時まで

イ　場所　秋田市東通仲町４番３号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和８年10月13日から令和９年４月13日まで

２　返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3　所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後６か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第６条第４項の規定に基づき本市に帰属する。

4　問合せ先

秋田市山王一丁目１番１号

秋田市都市整備部交通政策課　電話　888－5766

秋田市東通仲町４番３号

秋田市自転車等保管所　電話　834－6497